

**事業再構築補助金
申請枠・対象
補助率・上限額**

2021年3月18日現在の情報
最新情報は、下記を確認を。
https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyosai_koutiku/



①～③をすべて満たしていること	①売上が減っている	申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月(連続しなくても可)の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1～3月)の 同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少 している。
	②事業再構築に取り組む	事業再構築指針に沿った 新分野展開、業態転換、事業・業種転換等 を行う。
	③認定経営革新等支援機関と事業計画を策定	(1)事業再構築に係る 事業計画を認定経営革新等支援機関と策定 する。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関(銀行、信金、ファンド等)も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。 (2)補助事業終了後 3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(グローバルV字回復枠は5.0%)以上増加 、又は従業員一人当たり 付加価値額の年率平均3.0%(同上5.0%)以上増加 の達成を見込む事業計画を策定する。(※付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したもの)

型・枠	補助対象条件	補助対象内容	補助率	補助金上限額
中小企業 通常枠			2/3	100万円～6,000万円
中小企業 通常枠【緊急事態宣言特別枠】	緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年もしくは対前々年同期比で30%以上減少している	【主要経費】 ●建物費(建物の建築・改修に要する経費)、建物撤去費、設備費、システム購入費 【関連経費】 ●外注費(製品開発に要する加工、設計等)、技術導入費(知的財産権導入に係る経費) ●研修費(教育訓練費等)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等) ●リース費、クラウドサービス費、専門家経費 【注】 「関連経費」には上限が設けられる予定です。 ※3,000万円を超える案件は金融機関(銀行、信金、ファンド等)も参加した策定計画が必要 ※事前着手承認(2021/2/15以降)あり(入札/合見積が必要)。 ※JGrants(電子申請システム)での申請受付を予定。3月公募開始予定。 ※採択件数は5万5000件程度を想定。	3/4	従業員数5人以下:500万円 従業員数6～20人:1,000万円 従業員数21人以上:1,500万円
中小企業 卒業枠(400社限定)	事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。		2/3	6,000万円～1億円
中堅企業 通常枠			1/2 (4千万円超は1/3)	100万円～8,000万円
中堅企業 通常枠【緊急事態宣言特別枠】	緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年もしくは対前々年同期比で30%以上減少している		2/3	100万円～8,000万円
中堅企業 グローバルV字回復枠(100社限定)	①～③を全て満たすこと ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月と比較して15%以上減少。 ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成。 ③グローバル展開を果たす事業である。		1/2	8,000万円超～1億円

【中小企業】
 製造業その他:資本金3億円以下の会社又は従業員数300人以下の会社及び個人
 卸売業:資本金1億円以下の会社又は従業員数100人以下の会社及び個人
 小売業:資本金5千万円以下の会社又は従業員数50人以下の会社及び個人
 サービス業:資本金5千万円以下の会社又は従業員数100人以下の会社及び個人
 注1:大企業の子会社等の、いわゆる「みなし大企業」は支援の対象外です。注2:確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合は、中小企業ではなく、中堅企業として支援の対象となります。
 注3:企業組合、協業組合、事業協同組合を含む「中小企業等経営強化法」第2条第1項が規定する「中小企業者」や、収益事業を行う等の要件を満たすNPO法人も支援の対象です。

【中堅企業】
 中小企業の範囲に入らない会社のうち、資本金10億円未満の会社(調整中)

- 申請項目:**
- ① 現在の企業の事業、強み・弱み、機会・脅威、事業環境、事業再構築の必要性
 - ② 事業再構築の具体的内容(提供する製品・サービス、導入する設備、工事など)
 - ③ 事業再構築の市場の状況、自社の優位性、価格設定、課題やリスクとその解決法
 - ④ 実施体制、スケジュール、資金調達計画、収益計画(付加価値増加を含む)

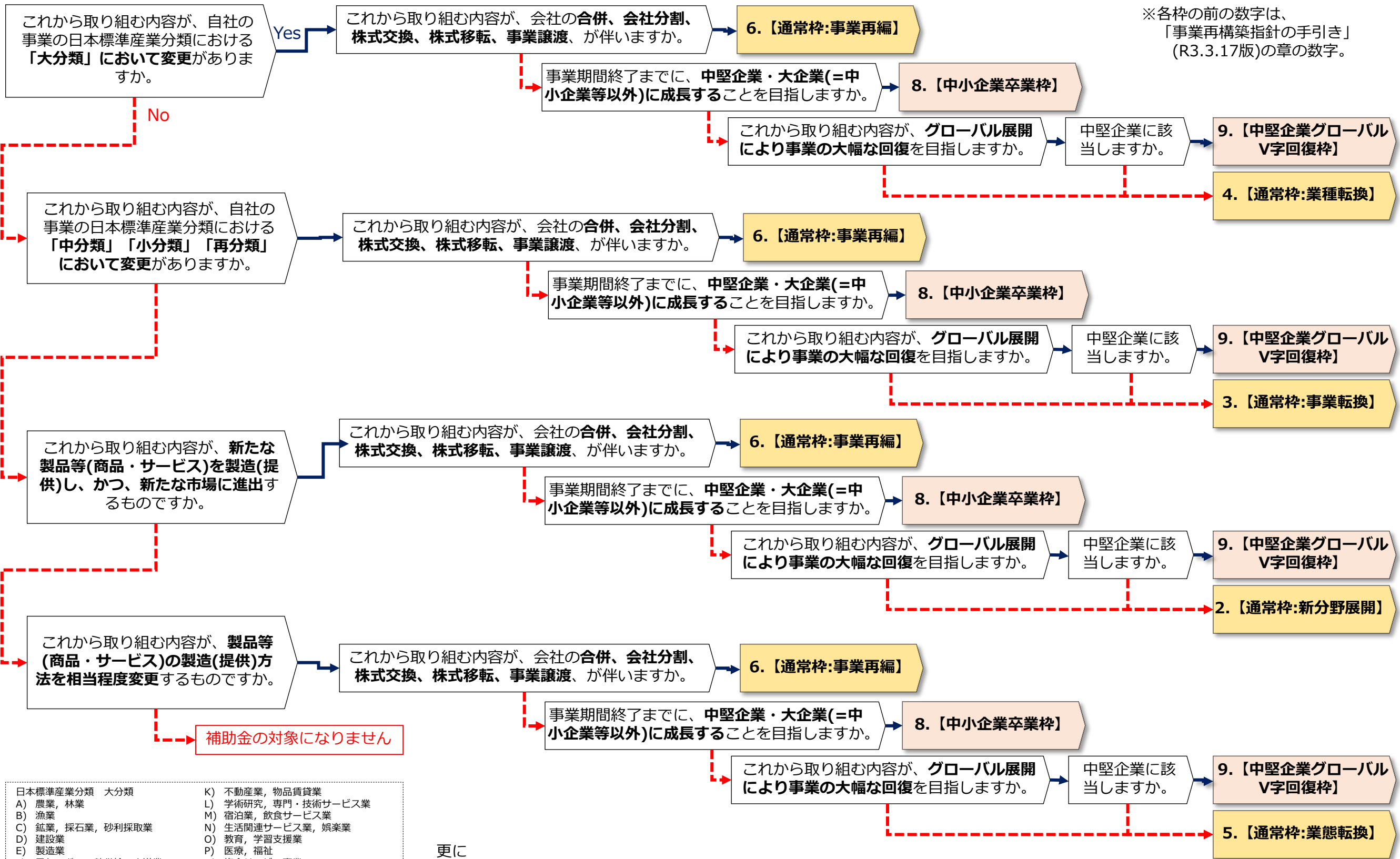
事業再構築補助金 申請枠の選定フロー

2021年3月18日現在の情報。最新情報は、下記で確認を。https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/

申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月(連続しなくても可)の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1~3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。

(1)事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関(銀行、信金、ファンド等)も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。
(2)補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0%(グローバルV字回復枠は5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(同上5.0%)以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。(※付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したもの)

※各枠の前の数字は、「事業再構築指針の手引き」(R3.3.17版)の章の数字。



日本標準産業分類 大分類	
A) 農業、林業	K) 不動産業、物品賃貸業
B) 漁業	L) 学術研究、専門・技術サービス業
C) 鉱業、採石業、砂利採取業	M) 宿泊業、飲食サービス業
D) 建設業	N) 生活関連サービス業、娯楽業
E) 製造業	O) 教育、学習支援業
F) 電気・ガス・熱供給・水道業	P) 医療、福祉
G) 情報通信業	Q) 複合サービス事業
H) 運輸業、郵便業	R) サービス業(他に分類されないもの)
I) 卸売業、小売業	S) 公務(他に分類されるものを除く)
J) 金融業、保険業	T) 分類不能の産業

中/小/細分類は、総務省統計局のホームページにて確認ください。

更に

【通常枠】共通 令和3年1~3月のいずれかの月の売上高が対前年もしくは対前々年同期比で30%以上減少していますか。

→ **【緊急事態宣言特別枠】**

→ **【通常枠】のまま**

2. 【通常枠:新分野展開】

- 【製品等の新規性要件】** 下記の4つを全て満たす
- ❑ ①過去に製造等した実績がないこと
 - ❑ ②主要な設備を変更すること
 - ❑ ③競合他社の多くが既に製造等している製品等ではないこと
 - ❑ ④定量的に性能又は効能が異なること（計測できる場合）

- 【市場の新規性要件】** 最低でも下記の①を満たす
- ❑ ①既存製品等と新製品等の代替性が低いこと
 - ❑ ②既存製品等と新製品等の顧客層が異なること(任意)

- 【売上高10%要件】**
- ❑ 3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品の売上高が総売上高の10%以上となる計画を策定すること

3. 【通常枠:事業転換】

- 【製品等の新規性要件】** 下記の4つを全て満たす
- ❑ ①過去に製造等した実績がないこと
 - ❑ ②主要な設備を変更すること
 - ❑ ③競合他社の多くが既に製造等している製品等ではないこと
 - ❑ ④定量的に性能又は効能が異なること（計測できる場合）

- 【市場の新規性要件】** 最低でも下記の①を満たす
- ❑ ①既存製品等と新製品等の代替性が低いこと
 - ❑ ②既存製品等と新製品等の顧客層が異なること(任意)

- 【売上高構成比要件】**
- ❑ 3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品の属する事業が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定すること

4. 【通常枠:業種転換】

- 【製品等の新規性要件】** 下記の4つを全て満たす
- ❑ ①過去に製造等した実績がないこと
 - ❑ ②主要な設備を変更すること
 - ❑ ③競合他社の多くが既に製造等している製品等ではないこと
 - ❑ ④定量的に性能又は効能が異なること（計測できる場合）

- 【市場の新規性要件】** 最低でも下記の①を満たす
- ❑ ①既存製品等と新製品等の代替性が低いこと
 - ❑ ②既存製品等と新製品等の顧客層が異なること(任意)

- 【売上高構成比要件】**
- ❑ 3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品の属する事業が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定すること

5. 【通常枠:業態転換】

- 【製造方法等の新規性要件】** 下記の4つを全て満たす
- ❑ ①過去に同じ方法で製造等していた実績がないこと
 - ❑ ②主要な設備を変更すること
 - ❑ ③競合他社の多くが既に製品等を製造等するのに用いている製造方法等ではないこと
 - ❑ ④定量的に性能又は効能が異なること（計測できる場合）

- 【製品等の新規性要件】** 下記の4つを全て満たす
- ❑ ①過去に製造等した実績がないこと
 - ❑ ②主要な設備を変更すること
 - ❑ ③競合他社の多くが既に製造等している製品等ではないこと
 - ❑ ④定量的に性能又は効能が異なること（計測できる場合）

- 【設備撤去等又はデジタル活用要件】**
- ❑ 既存の設備の撤去や既存の店舗の縮小等を伴うもの又は非対面化、無人化・省人化、自動化、最適化等に資するデジタル技術の活用を伴うものであること
- 【売上高10%要件】**
- ❑ 3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品の売上高が総売上高の10%以上となる計画を策定すること

6. 【通常枠:事業再編】

- 【組織再編要件】**
- ❑ 会社法上の組織再編行為(合併、会社分割、株式交換、株式移転又は事業譲渡)等を行うこと

- 【その他の事業再構築要件】**
- ❑ 「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」又は「業態転換」のいずれかを行うこと

+
**【通常枠】
の考え方に
加えて**

8. 【中小企業卒業枠】

- 【組織再編要件】**
- ❑ 会社法上の組織再編行為(合併、会社分割、株式交換、株式移転又は事業譲渡)等を行うこと

- 【設備投資要件】**
- ❑ 新たな施設、設備、装置又はプログラムに対する投資であって、中小企業卒業枠による補助金額の上乗せ分の2/3以上の金額を要するもの

- 【グローバル展開要件】**
- ❑ ①海外直接投資、②海外市場開拓、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかに取り組むこと

9. 【中堅企業グローバルV字回復枠】

- 【グローバル展開要件】**
- ❑ ①海外直接投資、②海外市場開拓、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかに取り組むこと

※各枠の前の数字は、「事業再構築指針の手引き」(R3.3.17版)の章の数字。